

# **第 3 期加東市教育大綱（素案）**

**令和 8 年 月**

■ ■ ■ 目 次 ■ ■ ■

§ 1 第3期加東市教育大綱の策定に当たって . . . . . P. 1

- ① 大綱策定の趣旨 (P. 1)
- ② 大綱の位置付け (P. 1)
- ③ 大綱の対象期間 (P. 1)

§ 2 第2期加東市教育大綱の振り返り . . . . . P. 2

§ 3 基本理念と基本方針 . . . . . P. 5

基本理念 「人間力の育成」～豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東～

基本方針Ⅰ 夢に挑み自立する子どもを育む教育の推進

～学びのつながりを大切にした小中一貫教育の充実～

- ① 「確かな学力」の育成 (P. 6)
- ② 夢や志を持ち挑戦する力の育成 (P. 6)
- ③ 「豊かな心」の育成 (P. 6)
- ④ 「健やかな体」の育成 (P. 7)
- ⑤ インクルーシブ教育の充実 (P. 7)
- ⑥ 幼児教育の充実 (P. 7)

基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備・充実

- ① 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上 (P. 8)
- ② 学校・家庭・地域の力を生かした教育の充実 (P. 8)
- ③ よりよい学校環境の整備・充実 (P. 8)

基本方針Ⅲ 人生100年を通じた生涯学習の推進

- ① 多様な学習機会の充実 (P. 9)
- ② 人権教育・啓発の推進 (P. 9)
- ③ 文化芸術の振興 (P. 9)
- ④ 文化財の保護と活用・継承 (P. 9)
- ⑤ 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進 (P. 9)
- ⑥ 図書館サービスの充実 (P. 10)

§ 4 第3期加東市教育大綱の検証と見直し . . . . . P. 11

## **§ 1 第3期加東市教育大綱の策定に当たって**

### **① 大綱策定の趣旨**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行され、地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされたことから、平成28年7月に加東市教育大綱、令和3年度に第2期加東市教育大綱（以下、「第2期大綱」という。）を策定し、加東市教育委員会と緊密に連携しながら様々な教育施策を展開してきました。

第2期大綱の対象期間が令和7年度をもって終了することから、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、本市が目指す教育の基本理念と基本方針を示す「第3期加東市教育大綱」（以下「第3期大綱」という。）を策定します。

### **② 大綱の位置付け**

第3期大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づく、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱であり、第2次加東市総合計画に関連する個別計画として位置付けます。

### **③ 大綱の対象期間**

第3期大綱の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## § 2 第2期加東市教育大綱の振り返り

令和3年度から令和7年度までの5年間、第2期大綱の理念「人間力の育成 ～豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東～」の実現に向け、3つの基本方針に沿って取組を進めました。

### 基本方針Ⅰ 未来を切り拓く子どもを育む小中一貫教育の推進 ～学びの連続性を大切にした教育の充実～

義務教育9年間の系統性・連続性を重視し、乗り入れ授業、出前授業の実施により、児童の中学校の授業への期待感の醸成を図りました。また、学年・校種を越えた系統的な教育活動等により、中学校進学への不安を軽減しました。英語ライセンス検定、ALT の活用、わくわく英語村等の取組を進め、英語検定に積極的にチャレンジする生徒の割合が令和3年度の57.3%から令和6年度の88.8%に向上しました。さらに、漢字検定、算数・数学検定について、小学3年生から中学生までを新たに助成の対象としました。

ICT の活用については、ICT 支援員を各校に配置することで、教員の ICT 活用指導力が向上しました。道徳科の授業を地域や家庭に公開することで、学校と家庭がともに子どもを育てる意識を高め、アンケートでは9割以上の「満足している・やや満足している」という回答を得られました。自然学校やトライやる・ウィーク等の協働体験では、児童・生徒が他者を尊重しながら、ルールや役割を理解し、社会性を身に付けました。

学校給食については、「楽しみのある学校給食特別メニュー」を月1回実施し、地産地消や行事食等を取り入れることで、児童・生徒の食への関心と栄養理解が進みました。競技経験のある部活動指導員を8名から25名に増員したことで、生徒の技術面の向上につなげました。また、将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、部活動の地域展開に向けた検討・協議を進めました。

インクルーシブ教育については、発達相談体制の整備、サポートファイルや巡回相談等により、切れ目ない支援を行いました。

幼児教育については、令和7年4月の公立保育所や認定こども園の統合に向けて園児や保育士等の交流の機会を増やすとともに、積極的な情報発信により、保護者の不安感を軽減しました。また、統合後の組織体制や定員等を整え、入所希望が多い0歳児と1歳児の定員を拡充しました。さらに、新たな受け皿の確保として、民間事業者による小規模保育事業所の開所の準備など、待機児童・保留児童の解消に向けた取組を進めました。

## 基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備

兵庫教育大学と連携した研修や研究授業、教職員のキャリアステージに応じた研修により、教職員一人ひとりの資質・能力向上を図りました。また、不安に対処する力を育む「勇者の旅」プログラムの実施や教育支援センターを拡充することで、不登校の未然防止や支援の充実を図りました。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の実態把握や教職員間での情報交換により、学校全体で児童・生徒への理解を深めました。

学校と家庭の情報共有アプリの導入により、情報共有の円滑化を図りました。また、子育て中の親子が相互交流できる場を提供し、子育ての不安や悩みについて相談できる環境を整備しました。さらに、地域人材による行事・授業により、学校と地域の交流が深まりました。

小中一貫教育の推進については、社学園を令和7年4月に開校し、滝野地域小中一貫校は令和10年4月の開校に向けて整備工事を進めるとともに、開校準備委員会等において通学路の検討や校歌、校訓、校章の制定に向けて取り組んでいます。併せて、通学状況を検証し、通学方法の基準の見直しやスクールバスの円滑な運用、トイレの洋式化や屋内運動場の空調整備等により、安全で快適な学校環境の整備を進めました。さらに、学習者用端末の更新により、学習環境の充実を図りました。就学援助等により経済状況に左右されない学習機会の保障をするとともに、令和6年度から給食費を無償化しました。

### **基本方針Ⅲ 人生１００年時代の到来を見すえた生涯学習の推進**

成人学習、高齢者大学、チャレンジスクール等の講座・体験を展開し、多様な学習機会を提供しました。また、ゲートボールやグラウンド・ゴルフの大会を開催するとともに、ウォーキングイベント等で参加者同士や親子の交流など、多世代交流と健康増進の機会を提供しました。

人権教育については、講座・講演会の開催や関係協議会の活動支援により、啓発を推進しました。

文化芸術の振興については、ギャラリー等を活用し、公募美術展、こども絵画展、書道展など、芸術に接する機会を確保しました。加東市文化連盟及び加東市美術協会の各団体が主催する事業への参加人数は令和３年度の１，４９６人から令和６年度の２，５０５人に増加しました。また、文化財の保護と活用により市民の歴史文化意識の醸成を図りました。

公共施設の適正化については、必要性に応じた適切な維持管理を進めるとともに、指定管理者制度の導入により、管理運営の効率化を図りました。また、社学園の開校により閉校となった小学校等施設及び跡地について、地域や民間事業者と協議し、活用を検討しました。

図書館サービスについては、利用傾向やリクエストに応じた蔵書の拡充により、利便性を高め、人口規模別（３万人以上４万人未満）では１９年連続で、市民１人当たりの年間貸出冊数が日本一となっています。

### § 3 基本理念と基本方針

第3期大綱の基本理念を「人間力の育成」とし、「豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東」の実現を目指します。

また、基本理念を実現するために、3つの基本方針と必要な施策を定めます。

**基本理念 「人間力の育成」**  
**～豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東～**

**基本方針Ⅰ 夢に挑み自立する子どもを育む教育の推進**  
**～学びのつながりを大切にした小中一貫教育の充実～**

- ① 「確かな学力」の育成
- ② 夢や志を持ち挑戦する力の育成
- ③ 「豊かな心」の育成
- ④ 「健やかな体」の育成
- ⑤ インクルーシブ教育の充実
- ⑥ 幼児教育の充実

**基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備・充実**

- ① 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上
- ② 学校・家庭・地域の力を生かした教育の充実
- ③ よりよい学校環境の整備・充実

**基本方針Ⅲ 人生100年を通じた生涯学習の推進**

- ① 多様な学習機会の充実
- ② 人権教育・啓発の推進
- ③ 文化芸術の振興
- ④ 文化財の保護と活用・継承
- ⑤ 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ⑥ 図書館サービスの充実

## **基本方針Ⅰ 夢に挑み自立する子どもを育む教育の推進**

### **～学びのつながりを大切にした小中一貫教育の充実～**

#### **①「確かな学力」の育成**

系統性・連続性を重視した小中一貫教育において、児童・生徒それぞれの学習進度や理解度に合わせた学びを提供し、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図るとともに、自ら主体的に考え、多様な個性を活かしつつ他者と協働で学びを深めることで、課題解決に必要な思考力、判断力、表現力を育みます。

また、国際社会の中で外国人とのコミュニケーションや異文化を理解する姿勢、行動力が求められており、義務教育9年間の一貫した英語教育によって、中学校卒業時には学んだ英語で積極的に日常的なコミュニケーションができる生徒の育成を目指します。

さらに、情報化が進展する中、1人1台端末の更なる活用等により、授業と家庭学習の充実を図り、子どもたちが情報モラルを備えながら、適切に情報を収集、活用する能力を育成します。

#### **② 夢や志を持ち挑戦する力の育成**

子どもたちの興味や関心をきっかけに、個性を伸ばす教育を推進します。

そのため、専門性の高い外部講師による「かとう夢授業」により、プロの姿勢や専門的な知識・技術を学ぶとともに、興味・関心の幅を広げ、目標に向かって学ぶ意欲を高めます。

また、義務教育9年間を通して、身近な地域の歴史や文化に触れながら地域の魅力や抱える課題を学ぶとともに、地域の人材から自分たちの生活と地域との関係性を学ぶことで、地域への愛着や貢献しようとする意欲を高めます。

あわせて、学年や校種を越えた活動を行うことにより、集団の中で協働して物事に取り組む姿勢やリーダーシップを育成するとともに、身近な課題を自分たちで解決する経験を通して、社会の一員である自覚や社会形成に参画する態度を養います。

#### **③「豊かな心」の育成**

地域や社会、生活、人生をより豊かなものにしていくために、規範意識や他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、心の危機に気づく力を育成します。

そのため、自然学校やトライやる・ウィーク等の体験活動により、他者と協働で物事を成し遂げる力や自己有用感を高めます。

また、様々な学習機会において、人権教育を推進し、他者の痛みや感情に共感できる感覚を養うとともに、多様な価値観に触れ、共生する心を育みます。

いじめをはじめとする、あらゆる差別や偏見を許さない態度や行動を育むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、苦しい思いを一人で抱え込まず、助けを求める力を育みます。不登校児童・生徒については教育支援センター等との連携を強化し、切れ目ない支援体制を構築し、社会的自立に向けて支援します。



#### ④「健やかな体」の育成

心身の健康の保持増進と体力の向上のため、生活習慣の確立や生涯を通じたスポーツに親しむ資質・能力を育成します。

学校給食において、地域の食文化や産物を取り入れることで、地場産物への理解や関心を高めます。さらに、学校給食を活用した食育指導により、食べることの重要性や栄養への理解を深めます。

また、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止や感染症予防、発達段階に応じた性に関する教育を通して、正しい理解と適切な行動がとれるように指導します。

さらに、義務教育9年間を通じた体力向上の取組とともに、様々な遊びやスポーツを体験することで、身体を動かす楽しさを実感し、運動習慣の定着を目指します。

#### ⑤ インクルーシブ教育の充実

支援が必要な子どもに対して、その子らしい自立と社会参加に向け、それぞれの特性に合わせた支援を行います。

そのため、様々な専門職による相談を受ける機会の提供、保育所・認定こども園、学校等への巡回による合理的配慮等についての指導の助言を行うことで、支援の充実を図ります。また、保育士や教員等に対する研修を実施し、指導力の向上を図り、1人も取りこぼさない教育を推進します。

さらに、個別・集団療育や関係機関、家庭との情報共有を通じて、一貫した支援を行います。

#### ⑥ 幼児教育の充実

保育所・認定こども園において、多様な乳幼児への適切な教育・保育の提供体制を整え、心身の調和のとれた発達を図るとともに、幼小の合同研修により、幼児期から児童期の学びへの連続性を高めます。

また、園児と児童が主体的に関わり、互いに学びえる交流を実施するとともに、幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働し、5歳児から小学1年生までの架け橋期のカリキュラムを作成し、教育内容や教育方法の充実を図ります。

あわせて、引き続き待機児童・保留児童の解消に向けた取組を進めます。

## **基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備・充実**

### **① 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上**

子どもたちが抱える課題が複雑化・多様化する中で、教職員の指導力向上を目指しながら、関係機関との連携を密にし、組織的に対応します。

また、児童・生徒自らが主体的に児童会や生徒会、学園会活動等ではじめ撲滅の取組を行うとともに、学校生活を振り返る年3回の調査や月毎のアンケート等により、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を図ります。

### **② 学校・家庭・地域の力を生かした教育の充実**

児童館等での交流や学びの機会、子育て家庭を支える相談体制の充実により、保護者の子育てに対する不安感、負担感を軽減します。

また、部活動の地域展開、防犯や交通安全等の見守り活動を通じて、地域との連携を深め、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。

さらに、児童・生徒が災害から身を守るため、主体的な行動が選択できるように、実践的な防災教育を関係機関と連携して実施します。

### **③ よりよい学校環境の整備・充実**

滝野地域小中一貫校については令和10年4月の開校を目指し、計画的に整備を進めるとともに、既存の学校施設については適切な維持管理を行い、安全な学習環境の整備を推進します。

また、学習者用端末やネットワーク等のICT環境についても適切な更新・管理を行います。

さらに、家庭の経済的な事情に関わらず、学習の機会を保障するため、就学に係る保護者の経済的負担を軽減します。

## **基本方針Ⅲ 人生１００年を通じた生涯学習の推進**

### **① 多様な学習機会の充実**

子どもから高齢者までライフステージに応じた学びの機会と、仲間とつながりながら楽しく学べる場を提供します。

また、サークルや地域団体の自主的な活動を支援するとともに、老朽化や維持管理経費の増加が見込まれる社会教育施設や社会体育施設の適切な維持管理を行い、継続的に学べる環境を整備します。

### **② 人権教育・啓発の推進**

地域や職場において、学習機会、教材、情報の提供や、啓発活動を推進するリーダーの育成等を進めることにより、市民一人ひとりが主体的に学び続け、多様な人権課題への理解を深めます。

さらに、学びを日常の実践につなげ、差別に気づき、行動を変える力を高めることで、人権が尊重される共生社会を目指します。また、価値観の違いや多様性を認め合える姿勢や行動を広げます。

### **③ 文化芸術の振興**

市民が身近に文化芸術に触れ、親しめるよう、参加・鑑賞・発表の機会を確保し、豊かな地域の文化芸術活動を支えます。

また、世代を超えて参加できる場を提供し、気軽に表現できる環境を確保するため、地域クラブを含めた文化芸術団体の自主的な活動を支援します。

### **④ 文化財の保護と活用・継承**

地域の貴重な財産である文化財を、法令に基づき、適切に調査、保護、保存するとともに、伝統文化の担い手育成を支援します。

また、見学会、企画展、講座、情報発信等を通して文化財の価値や魅力を広く伝え、郷土への愛着と誇りを育てます。

### **⑤ 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進**

市民の健康増進や体力づくり、世代間の交流を促進するため、地区親善スポーツ大会を開催するほか、運動に親しむ生活習慣の定着を推進します。

また、地域クラブを含めたスポーツ団体を支援し、指導者が育成されることで、生涯スポーツの振興を目指します。

## **⑥ 図書館サービスの充実**

魅力ある蔵書の整備に努め、資料提供を行うとともに、乳幼児期からの読み聞かせの機会を提供することや小学生に図書を借りる体験を実施することにより、読書に親しむきっかけをつくり、図書館の利用を促進します。

#### **§ 4 第3期加東市教育大綱の検証と見直し**

第3期大綱の取組状況については、加東市総合教育会議において点検・評価、検証し、第3期大綱の実行性及び実効性を確保します。

また、教育環境が大きく変化した場合などは、加東市総合教育会議において協議・調整し、必要に応じて第3期大綱を見直します。